

毎年11月は

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



町では家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動を実施します。

児童虐待とは？

以下の4種類に分類されます。(児童虐待の防止等に関する法律 第2条)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

しつけと体罰の違いは？

「しつけ」とは

こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、**こどもをサポートして社会性を育む行為**です。

「体罰」とは

こどもの**身体に何らかの苦痛**を引き起こし、または**不快感を意図的にもたらす行為(罰)**です。



「虐待を受けたと思われるこども」を見つけたときは・・・

迷わず連絡をしてください。連絡はこどものためのものです。罪に問われることはありません。また、連絡した人が特定されないように、秘密を守ります。

子育てについて不安を抱いているなら・・・

例えば、自分だけが子育てをうまくできていないと感じたり、こどもの行動が気に入らなかつたりなど自分を追いつめることがあったら連絡をしてください。

通告・相談先
子ども応援課

☎0568-28-0936(平日午前8時30分～午後5時15分)

児童相談所虐待対応ダイヤル189(24時間365日つながります)

愛知県中央児童・障害者相談センター

☎052-961-7250

※児童に危険が差し迫っているときは、警察へ通報(110番)してください。

